

議案第 30 号

生駒市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成 21 年 3 月 10 日

生駒市長 山下 真

生駒市水道事業給水条例の一部を改正する条例

生駒市水道事業給水条例（昭和 35 年 12 月生駒市条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 中「960 円」を「890 円」に、「1,360 円」を「1,290 円」に、「2,000 円」を「1,930 円」に、「5,100 円」を「5,030 円」に、「9,400 円」を「9,330 円」に、「15,700 円」を「15,630 円」に、「23,800 円」を「23,730 円」に、「36,000 円」を「35,930 円」に、「湯屋用」を「公衆浴場用」に、「メーター口径による額」を「一般用のメーター口径による額」に改め、同表に備考として次のように加える。

備考 種別の適用基準については、管理規程で定めるところによる。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の生駒市水道事業給水条例別表第 2 の規定は、平成 21 年 5 月分以後

のものとして徴収する料金について適用し、同年4月分までのものとして徴収する料金については、なお従前の例による。